

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高松市屋島仲池土地改良区から
役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和5年5月16日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	谷口 正行	高松市屋島西町1517番地2	令和5年3月31日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	谷口 正行	高松市屋島西町1517番地2	令和5年4月1日
監 事	菰渕 好彦	高松市屋島西町1367番地2	〃